

地域密着型通所介護事業所

# 心のほとり

---

重要事項説明書

地域密着型通所介護事業における  
心のほとり「通所サービス」

重要事項説明書

2024年4月1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(草津市指定第2590600314号)

当事業所は、地域密着型通所介護事業における心のほとり「通所サービス」(以下「事業所」という。)の提供の開始にあたり事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

目次

1	事業者(法人)の概要	3
2	事業所の概要等	3
3	事業所の目的と運営の方針	4
4	提供するサービスの内容	4
5	営業日時	4
6	職員の職種、配置人数及び職務の内容	5
7	サービスの利用料金等	5
8	サービス利用方法について	6～7
9	サービスの利用にあたっての留意事項	7
10	緊急時における対応方法について	7
11	事故発生時の対応について	7
12	苦情相談の窓口について	8
13	秘密の保持	8
14	個人情報の保護	8
15	高齢者虐待防止について	8
16	身体拘束等について	9
17	非常災害対策	9
18	衛生管理について	10

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人 宅老所 心
主たる事務所の所在地	〒525-0014 滋賀県草津市駒井沢町343番地
代表者（職名・氏名）	理事長 村田 美穂子
設立年月日	平成15年11月20日
電話番号	077-586-3186

### 2. 利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	地域密着型通所介護事業所 心のほとり	
サービスの種類	地域密着型通所介護事業における心のほとり「通所サービス」	
事業所の所在地	〒525-0014 滋賀県草津市駒井沢町337番地1	
事業所の管理者	伊勢 知也	
電話番号	077-584-5961	
指定年月日・事業所番号	平成30年 3月 1日	
実施単位・利用定員	1単位	定員最大10人
通常の事業の実施地域	草津市	
面積	敷地面積598.34㎡	
建物概要	木造1階建て 述べ床面積72㎡	
損害賠償責任保険	全国社会福祉協議会 福祉サービス総合補償	

### 3. 利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	51㎡
相談室	7㎡（事務所兼）
台所	2㎡
消防設備	煙検知機・消火器・非常誘導灯
その他	浴室1か所、トイレ1か所、洗面所1か所

## 4. 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い要介護状態等の利用者に対し自宅で可能な限り自立した日常生活を営み暮らし続けられるよう必要な日常生活の支援や機能訓練等を行うことにより利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、事業所を提供します。

### (2) 運営の方針

- ・利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- ・事業所を実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた地域密着型通所介護計画を作成し、地域密着型通所介護計画の実施状況の把握およびその結果を居宅介護支援事業所へ報告するものとする。
- ・事業所の実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、居宅介護支援事業所、医療機関および草津市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- ・前項のほか、草津市が定める地域密着型通所介護事業の基準条例およびその他の関係法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

## 5. 提供するサービスの内容

事業所の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められる サービスを行います。

機能訓練	・日常生活動作に関する訓練・体操・運動等 ・レクリエーション（アクティビティ） ・グループ活動・趣味活動（ドライブ、買物等含む） ・行事的活動・地域における活動への参加
健康チェック	バイタル測定
送迎支援	ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

## 6. 営業日時

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から17時30分まで
サービス提供時間	9時20分から16時30分（7時間10分とする。）

## 7. 職員の職種、配置人数及び職務の内容

職員の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		事業所における従事者の管理、心のほとりの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握。その他事業の管理を一元的に行うとともに、心のほとりの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
生活相談員	1	1	利用に関しての調整、相談支援を行う。
介護職員（従事者）	1	2	デイサービス、運動・レクリエーション等を利用者に提供し必要な支援を行う。
機能訓練指導員		1	日常の動作を維持・向上できるように訓練を行う。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## 8. サービス利用料金等

### （1）事業所の利用料金

別紙の通りです。（別紙①）

### （2）支払い方法

利用料金・その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。請求書は翌月15日までに郵送及びお渡しさせていただきます。原則、自動講座引き落としとさせていただきます。なお、翌月の27日に指定口座よりお引き落としとなります。お支払いいただきましたら、領収書を発行します。

① 自動口座引落とし

② 事業所での現金支払

③ 銀行振込み

【銀行振込の場合】 京都信用金庫 草津西支店  
普通預金 3000390  
特定非営利活動法人宅老所心 理事 村田美穂子

## 9. サービスの利用方法について

### （1）サービスの利用開始

サービス計画の作成を依頼している場合は事前に地域包括支援センター職員または介護支援専門員とご相談ください。

## (2) サービス利用計画の終了

### ①利用者のご都合でサービス利用計画を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が指定介護老人福祉施設に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）等もしくは要支援と認定された場合

### ④その他

I. 下記の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することによってこの契約を解除することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が事業を継続できなくなった場合

II. 下記の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解約させていただく場合があります。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院もしくは病気等により、また介護保険施設などへの入所により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

## (3) サービス利用の中止

以下の事由に該当する場合、サービス提供をお断りさせていただいたりサービス内容を変更する場合があります。

- ・利用者がサービス利用を拒否する場合
- ・利用当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・下記の状況により1ヶ月以上にわたりサービスが利用できない場合

①利用者が入院もしくは病気等により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

②介護予防特定施設等への入所により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

③利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返したことにより、1ヶ月以上にわたってサービス利用の実績がない場合  
なおこの場合は利用者または家族にご連絡させていただいた上で、サービス登録を一旦抹消させていただく場合があります。その場合、利用者または家族から利用再開の申し出があれば、事業所として利用可否を判断した上で可能な限りサービス提供を行います。ただし利用者の状態に応じてサービス内容の変更や、他の利用者の事情等により利用する曜日が変更になる場合があります。

- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- ・台風、降雪時等、警報が出た場合（午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合はお休みをさせていただきますが、利用中警報が発令された、または発令されると見込まれる場合も同様の判断をさせていただきます場合があります。いずれにしても、こちらからご自宅に電話にてご連絡させていただきます。）

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービス利用開始の際、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。
- ・お迎え時に体調確認を行います。気になる症状がある場合は、お知らせください。
- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・サービスの利用をキャンセルされる場合は、前日の17時30分までに当事業所へご連絡ください。（送迎の調整や食事等のキャンセルの為）
- ・当日体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。（当日、休む連絡があった場合は食事代のみ徴収します）
- ・福祉用具（杖、歩行器等）は、本人の物を持参し使用してください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者及び職員へ対する執働な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・喫煙については、所定の場所に喫煙コーナーを設置いたしております。

## 11. 緊急時における対応方法について

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## 1 2. 事故発生時の対応について

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに草津市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 1 3. 苦情相談の窓口について

(1) サービス提供に関する苦情やご相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：伊勢 知也
	利用時間：8時30分～17時30分
	電話番号：077-584-5961

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	連絡先
草津市健康福祉部介護保険課	草津市草津三丁目13-30	電話 077-561-2369 FAX 077-561-6780
国民健康保険団体連合会	大津市中央四丁目5-9	電話 077-552-2651 FAX 077-522-2628

## 1 4. 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業所及び従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後も継続します
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業員は、サービスを提供するうえで、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持義務があります。

## 1 5. 個人情報の保護

- ・事業所は、利用者及びその家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ・事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理します。また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。



## 16. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次にあげる通り必要な措置を講じます

- ・防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底に努めます。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
- ・従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

## 17. 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者及び介護職員等により検討会議等を行います。

また、経過観察記録を整備します。

- ・個人では判断しません
- ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がない事
- ・身体的拘束等が一時的であること

家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容・目的・理由、拘束等の時間帯・期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみその条件と期間内においてのみ行うものとします

身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録・利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します

再検討

身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い検討会議にて、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

※前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行ないます。

## 18. 非常災害対策

非常災害対策は、別途定める計画に則って対応を行います。  
また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

## 19. 衛生管理について

- ・ 事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めます  
また、空調設備により適温の確保に努めます
- ・ 従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触等の行為を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています
- ・ 利用者にも手洗い、うがい等を励行する等をさせていただきます

### 感染症対策マニュアル

O-157、ノロウイルス、インフルエンザ、コロナ等の新型感染症発生に備え、感染症対策マニュアルを整備や事業継続計画（BCP）を作成し、必要な訓練や研修を行う。

事業者は、本書面にに基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 滋賀県草津市駒井沢町 343 番地  
事業者（法人） 特定非営利活動法人 宅老所 心  
地域密着型通所介護事業所  
心のほとり  
代表者職・氏名 理事長 村 田 美 穂 子 印

地域密着型通所介護事業所  
心のほとり  
説明者職・氏名 管理者 伊 勢 知 也 印

私は、本書面にに基づいて、事業者から重要事項についての説明を受けました。

令和 年 月 日

本人 住所  
氏 名 印

本人代理人 住所  
氏 名 印

本人との続柄 ( )